

吉田町監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、町長から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年7月8日

吉田町監査委員 伊藤利勝

吉田町監査委員 大塚邦子

監査の種別	監査の対象（所管）
財政的援助団体監査	吉田町社会福祉協議会（社会福祉課）
<p><b>【指摘事項】</b>（平成25年11月29日吉監第36号）</p> <p>社会福祉法人吉田町社会福祉協議会補助金交付要綱第2条において「補助の対象及び補助額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、別表に掲げるもののほか、町長が社会福祉事業推進のために特に必要があると認めるときは、この限りでない。」と規定されており、別表（第2条、第5条関係）において「補助の対象は事務局人件費のうち、給料・職員手当・法定福利費・退職共済掛金」と規定されている。また、第13条において「この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。」と規定されている。</p> <p>一方、社会福祉協議会の経理規程（資金収支計算書勘定科目説明）において「役員報酬は役員に支払う報酬、諸手当をいう。法定福利費は法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用をいう。福利厚生費は役職員の健康診断その他福利厚生のための費用をいう」と規定されている。</p> <p>従って、運営事業（事務局人件費）において役員報酬の一部が給料として、また、産業医に対する報酬が法定福利費として補助の対象となっているが役員及び産業医を事務局職員とは認め難く、補助金交付要綱第2条ただし書き及び第13条を適用したとしても事務局人件費としていることは認め難い。</p> <p>今後は吉田町補助金交付規則及び社会福祉法人吉田町社会福祉協議会補助金交付要綱並びに経理規程の遵守に努め、適正な補助金交付申請等事務を行われたい。</p>	

**【措置の内容】**（平成 26 年 6 月 10 日吉社第 741 号）

各指摘事項に対する措置の詳細については、以下のとおりである。

- (1) 社会福祉法人吉田町社会福祉協議会補助金交付要綱を以下のとおり改正した。
  - ア 別表（第 2 条、第 5 条関係）のうち、「社会福祉協議会役員及び産業医に係る経費のうち報酬」と規定した。
  - イ 様式第 2 号（第 3 条、第 6 条、第 7 条関係）社会福祉協議会当初予算総括表（補正予算総括表・決算総括表）に役員・産業医報酬欄を追加した。
  - ウ 様式第 3 号の 2（第 3 条、第 6 条、第 7 条関係）社会福祉協議会役員・産業医調書を新設した。
- (2) 今後、補助金交付団体に対し、同要綱及び吉田町補助金交付規則に基づき、指導監査の徹底を図るとともに厳正な審査に努める。

監査の種別	監査の対象（所管）
定期監査	社会福祉課

**【指摘事項】**（平成 25 年 11 月 29 日吉監第 37 号）

社会福祉法人吉田町社会福祉協議会補助金交付要綱第 2 条において「補助の対象及び補助額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、別表に掲げるもののほか、町長が社会福祉事業推進のために特に必要があると認めるときは、この限りでない。」と規定されており、別表（第 2 条、第 5 条関係）において「補助の対象は事務局人件費のうち、給料・職員手当・法定福利費・退職共済掛金」と規定されている。また、第 13 条において「この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。」と規定されている。

一方、社会福祉協議会の経理規程（資金収支計算書勘定科目説明）において「役員報酬は役員に支払う報酬、諸手当をいう。法定福利費は法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用をいう。福利厚生費は役職員の健康診断その他福利厚生のための費用をいう」と規定されている。

従って、運営事業（事務局人件費）において役員報酬の一部が給料として、また、産業医に対する報酬が法定福利費として補助の対象となっているが役員及び産業医を事務局職員とは認め難く、補助金交付要綱第 2 条ただし書き及び第 13 条を適用したとしても事務局人件費としていることは認め難い。

今後は吉田町補助金交付規則及び社会福祉法人吉田町社会福祉協議会補助

金交付要綱並びに経理規程の遵守に努め、適正な補助金交付申請等事務を行われたい。

**【措置の内容】**（平成 26 年 6 月 10 日吉社第 742 号）

各指摘事項に対する措置の詳細については、以下のとおりである。

- (1) 社会福祉法人吉田町社会福祉協議会補助金交付要綱を以下のとおり改正した。
  - ア 別表（第 2 条、第 5 条関係）のうち、「社会福祉協議会役員及び産業医に係る経費のうち報酬」と規定した。
  - イ 様式第 2 号（第 3 条、第 6 条、第 7 条関係）社会福祉協議会当初予算総括表（補正予算総括表・決算総括表）に役員・産業医報酬欄を追加した。
  - ウ 様式第 3 号の 2（第 3 条、第 6 条、第 7 条関係）社会福祉協議会役員・産業医調書を新設した。
- (2) 今後、補助金交付団体に対し、同要綱及び吉田町補助金交付規則に基づき、指導監査の徹底を図るとともに厳正な審査に努める。